函館市延長保育運営費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、就労形態の多様化等に伴い、やむを得ない事情があった場合でも、保育時間を延長して児童を預けられる環境を必要とする保護者の需要に対応するため、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第19条第1項第2号または第3号の認定を受けた児童について、通常の利用時間以外の時間において、引き続き保育を実施する私立認可保育所または私立認定こども園(以下、「実施保育所等」という。)に対し、市が補助することにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助対象)

- 第2条 補助の対象となる実施保育所等は、次の各号のいずれに も該当する施設とする。
 - (1) 次の要件のいずれか、または両方を満たす延長保育を実施していること。
 - ア 11時間の開所時間内で、実施保育所等が設定した短時間認定児童の処遇を行う時間を超えて、保育短時間認定を受けた児童(以下、「短時間認定児童」という。)にかかる1時間以上の延長保育を行っていること。
 - イ 11時間の開所時間を超えて、保育標準時間認定を受けた児童(以下、「標準時間認定児童」という。)にかかる 30分以上の延長保育を行っていること。
 - (2) 延長保育を利用している児童(以下,「利用児童」という。)の実績が次の基準のいずれかを満たすこと。
 - ア 前号アの延長保育を実施する場合は、平均利用児童数が 1人以上いること。この場合における平均利用児童数とは、 次条第1号の各延長時間区分における週ごとの最も多い利

用児童数をもって平均し、小数点以下第1位を四捨五入して得た数をいう。

- イ 前号イの延長保育を実施する場合は、30分以上の延長については平均利用児童数が1人以上、1時間以上の延長については平均利用児童数が6人以上、2時間以上または4時間以上の延長については平均利用児童数が3人以上いること。この場合における平均利用児童数とは、次条第1号の各延長時間区分における週ごとの最も多い利用児童数をもって平均し、小数点以下第1位を四捨五入して得た数をいう。
- (3) 事業を実施するにあたって配置する職員の数を、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とし、保育士が2名を下ることがないこと。

なお、保健師、看護師および准看護師、幼稚園教諭、小学校教諭および養護教諭ならびに市長が保育士と同等の知識および経験を有すると認める者については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第94条から第97条までならびに児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第51号)附則第2項の規定に準じて保育士として配置できることとする。

ただし、開所時間内における短時間認定児童の延長保育について、標準時間認定児童を保育する職員の支援を受けられる場合には、保育士1人で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育士1人とすることができる。

(4) 第1号イにおける延長保育を実施する場合は、利用児童に対し、適宜、間食または給食等を提供していること。

(補助金)

- 第3条 補助金は、実施保育所等ごとに、次の各号に掲げる額の 合計額を限度とし、予算の範囲内で交付する。
 - (1) 基本分 別表に掲げる各延長時間区分に応じた額
 - (2) 加算分 市が別に定める利用者負担額(法第27条第3項 第2号に基づく市町村が定める額)の各月初日の保育児童の 属する世帯の階層区分のAまたはBに該当する対象児童につ いて実施保育所等が延長保育に係る保護者負担金の減免をし た場合における当該減免の額の年間合計額

(事業実施の承認申請)

- 第4条 延長保育事業を実施しようとする者は、事業実施前にあらかじめ、別記第1号様式「函館市延長保育事業実施承認申請書」に次に掲げる書類を添えて市長に申請し、事業実施の承認を受けなければならない。
 - (1) 延長保育事業実施計画書(別記第2号様式)
 - (2) その他市長が必要と認める書類

(承認の通知)

- 第5条 市長は、前条の規定により申請があった場合において、 その内容審査および必要に応じて行う調査等により、実施事業 を承認したときは、別記第3号様式「函館市延長保育事業実施 承認通知書」により、当該申請した者に通知するものとする。
 - (補助金の交付申請等)
- 第6条 補助金の交付の申請,決定等については,函館市補助金 等交付規則(昭和62年函館市規則第43号。以下「規則」と いう。)の定めるところによる。
- 2 前項の申請は、申請書に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。
 - (1) 延長保育事業実施状況調書(別記第4号様式)
 - (2) 事業実施承認通知書の写し
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 3 前項の補助金等交付申請書等を提出したことで,規則第17

条に規定する実績報告書の提出があったものとみなす。

(仕入控除税額の報告等)

第7条 補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額0円の場合も含む。)は、別記第5号様式の報告書により、速やかに市長に報告しなければならない。また、報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に納付しなければならない。

(書類の整備)

- 第8条 実施保育所等は、第2条に規定する要件に該当すること を証するために必要な書類を整備しておかなければならない。 (補則)
- 第9条 この要綱に定めるもののほか、函館市補助金等交付規則(昭和62年函館市規則第43号)の定めるところによる。

附 則

- この要綱は、平成11年8月4日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成13年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成18年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成23年7月20日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成27年7月23日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

1 1 1 時間の開所時間内で実施保育所等が設定した短時間保 育時間を超える延長保育

適 用 区	分	金 額
延長時間区分	平均利用児 童数	年間の補助金額
1時間以上延長	1人以上	1 8 , 8 0 0 円 × 保 育 所 等 に 在 籍 す る 短 時 間 認 定 児 童 数
2 時間以上延長	1人以上	3 7 , 6 0 0 円 × 保 育 所 等 に 在 籍 す る 短 時 間 認 定 児 童 数
3時間以上延長	1人以上	5 6 , 4 0 0 円 × 保 育 所 等 に 在 籍 す る 短 時 間 認 定 児 童 数

備考

保育所等に在籍する短時間認定児童数は、各月初日において 在籍する短時間認定児童数を平均した数(小数点以下第1位を 四捨五入)

2 11時間の開所時間を超える延長保育

適 用 区	分	金額
延長時間区分	平均利用児 童数	年間の補助金額
30分以上延長	1人以上	300,000円
1 時間以上延長	6人以上	1,667,000円
2 時間以上延長	3 人以上	2,640,000円
4 時間延長	3人以上	5,510,000円